

○一関工業高等専門学校学生委員会規則

(平成元年4月20日制定)

(設置)

第1条 一関工業高等専門学校運営組織規則(平成17年7月14日全部改正)第29条第2項の規定に基づき、一関工業高等専門学校学生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 課外活動に関する事項
- 二 学生の生活指導に関する事項
- 三 入学料及び授業料の減免に関する事項
- 四 学生の保健衛生に関する事項
- 五 日本学生支援機構奨学生及びその他の奨学生に関する事項
- 六 学生会の指導に関する事項
- 七 その他学生の厚生補導に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

- 一 学生主事
- 二 学生主事補
- 三 校長が指名した教員2名
- 四 学生課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員長の指名した委員がその職務を行う。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要あると認めた場合は委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、特定の事項を調査・検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会長及び委員は、委員長が委嘱する。
- 3 専門部会での検討結果は、委員会に報告するものとする。

(報告)

第8条 委員長は、会議で審議した事項を総括して校長に報告するものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学生課が行う。

附 則

この規則は、平成元年4月20日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月5日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年5月18日規則第16号）

この規則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年4月27日規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第96号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第27号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規則第11号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月4日規則第10号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月4日規則第10号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。